

農業振興地域整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願

年 月 日

南砺市長

宛

申請者 住所 .....

氏名 ..... (印)

当該土地を下記により農業振興地域整備計画の農用地区域から除外願いたく申請します。

		氏名	住所		職業	連絡先(電話番号)	
1	申請者						
	譲受人・借受人						
2	除外しようとする土地の概要	地区	大字・字	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	
							当該土地に権利を持って耕作している者及び担い手の同意 (印)
							(印)
							(印)
3	除外後の用途				4	当該用途に供する時期	
5	耕隣作接者農の地意見	内容		隣接地番	氏名	(印)	
				隣接地番	氏名	(印)	
				隣接地番	氏名	(印)	
				隣接地番	氏名	(印)	
	土地改良区の同意	集落代表者の意見	内容			職 氏名	(印)
		(1)除外申請地において実施された土地改良事業	事業名および地区名	受益土地改良区名	実施年度	完了年度	換地処分年度
		(2)除外申請地において実施中又は計画されている土地改良事業	事業名および地区名	受益土地改良区名	事業実施(予定)年度	地区除外との関係	
		(3)土地改良施設への影響に関する協議状況	ア. 協議済		ア. 協議済		
イ. 協議中      ウ. 今後協議 (協議中又は今後協議する内容)			イ. 協議中      ウ. 今後協議 (協議中又は今後協議する内容)				
(4)総合意見	土地改良区		土地改良区				
	職	氏名 (印)	職	氏名 (印)			
担当地区農業委員の意見		内容			氏名 (印)		
申請代理人住所、氏名					連絡先		

農業振興地域整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願

年 月 日

南砺市長

宛

申請者 住所

氏名 (印)

当該土地を下記により農業振興地域整備計画の農用地区域から除外願いたく申請します。

		氏名	住所		職業	連絡先(電話番号)	
1	申請者						
	譲受人・借受人						
2	除外しようとする土地の概要	地区	大字・字	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	
		当該土地に権利を持って耕作している者及び担い手の同意 (印)					
		(印)					
		(印)					
3	除外後の用途				4 当該用途に供する時期	※できるだけ具体的な時期を記入してください	
5	耕隣作接者農の地意見	内容		隣接地番	氏名	(印)	
		※意見が書いてあるか		隣接地番	氏名	(印)	
				隣接地番	氏名	(印)	
				隣接地番	氏名	(印)	
	集落代表者の意見	内容			職 氏名	(印)	
	同	土地改良区の同意	(1) 除外申請地において実施された土地改良事業				
			事業名および地区名	受益土地改良区名	実施年度	完了年度	換地処分年度
			※事業完了後8年未経過、または事業実施中のものは要注意!				
(2) 除外申請地において実施中又は計画されている土地改良事業							
事業名および地区名			受益土地改良区名	事業実施(予定)年度	地区除外との関係		
状	況	(3) 土地改良施設への影響に関する協議状況	ア. 協議済		ア. 協議済		
			イ. 協議中      ウ. 今後協議 (協議中又は今後協議する内容)		イ. 協議中      ウ. 今後協議 (協議中又は今後協議する内容)		
		(4) 総合意見	土地改良区		土地改良区		
※意見が書いてあるか							
		職	職				
		氏名	氏名		(印)		
担当地区農業委員の意見		内容		氏名 (印)			
		※意見が書いてあるか					
申請代理人住所、氏名					連絡先		

(様式2-1)

## 住宅等利用計画書

- ◎ 記入する際には別紙「住宅等利用計画書を記入するにあたっての注意事項」を参照のうえ記入すること。  
 ◇ 1～5については、全て記入すること。

1 区域の別 (注) 1	・市街化調整区域			・その他の区域		
2 除外の目的 (注) 1	(農家・一般・分家) 住宅敷地 ・車庫敷地 ・農作業場敷地 ・宅地拡張					
3 権利の種類	・所有権移転 ・使用貸借権設定 ・賃貸借権設定 ・その他 ( )					
4 既存敷地 (住宅又は雑種地) 等について 注) 1. 2. 3	・自己所有地 ・借地等 (借家、親族等の家に同居している場合を含む)					
	敷地地番	外 筆	合計面積	m <sup>2</sup>		
5 i 除外の目的、必要性、緊急性に関する説明						
ii 除外面積の妥当性に関する説明 (利用見込、駐車台数等の数値等により具体的に記入すること。)						
iii 農用地区域でしかできない理由 (市街化区域または非農用地区域ではできない理由)						
6 転用後における既存敷地の利用 (処分) 予定 (注) 4. 5. 6. 7	(1) 既存敷地の全部を (・売却・所有者に返還・農地として利用) (2) 既存敷地の全部又は一部を宅地等のまま利用・・・(注) 2※参照 (予定用途等: )					

◇ 6 (2) に該当する場合のみ記入すること。(※6 (1) に該当する場合は記入不要。)

7 除外後の敷地面積 (注) 8	①	m <sup>2</sup> +②	m <sup>2</sup> =合計	m <sup>2</sup>		
---------------------	---	-------------------	--------------------	----------------	--	--

◇ 除外目的が「農家住宅敷地、分家住宅敷地」又は「農業用施設用地」の場合のみ記入すること。

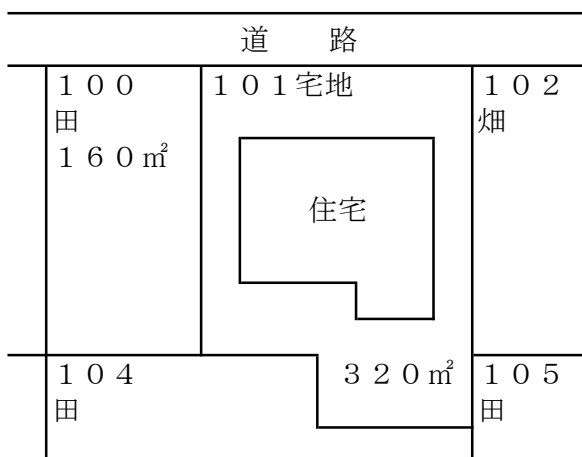
8 除外後の耕作面積 (注) 9	田	m <sup>2</sup> +畑	m <sup>2</sup> =合計	m <sup>2</sup>		
---------------------	---	-------------------	--------------------	----------------	--	--

## 住宅等利用計画書を記入するにあたっての注意事項

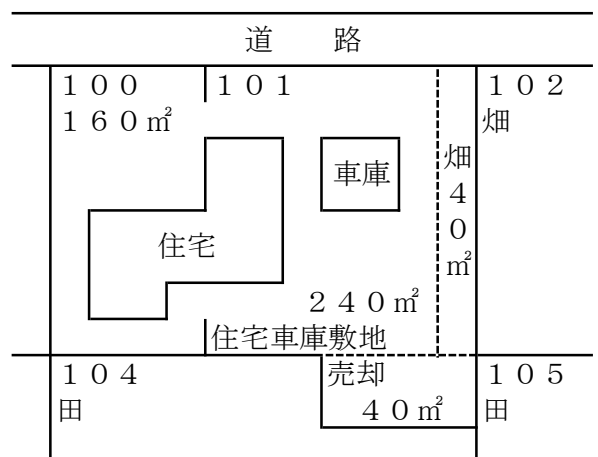
- (注) 1 該当するものを○で囲むこと。
- (注) 2 借地等の場合は、敷地地番等の記入は不要。ただし、転用後も宅地等のまま利用する予定であれば記入すること。  
 ※ 「転用後も宅地等のまま利用」とは、従前の用途と同一もしくは、従前とは用途が異っても宅地又は雑種地のまま利用（住宅敷地だったものを住宅を取り壊した後に車庫敷地として利用する等）する場合をいう。
- (注) 3 敷地地番がいくつかある場合は、代表する地番を記入し、残りは外○○筆とする。
- (注) 4 土地収用事業により収用される場合は、収用された後に残る土地について記入すること。
- (注) 5 (1)又は(2)のうちいずれか該当するものを○で囲むこと。（親族等の家に同居しており、転用後もその親族が利用する場合は、「所有者に返還」を○で囲むこと。）
- (注) 6 「(2)既存敷地の全部又は一部を宅地等のまま利用」に該当する場合は、「予定用途等」欄に『○○㎡は住宅取り壊し後に車庫敷地として利用』、『△△㎡を売却、□□㎡は農地とする予定』等具体的に記入すること。
- (注) 7 既存敷地（土地が収用される場合は収用後に残る土地）の利用状況図（土地収用事業の代替えとして土地を取得する場合には収用事業の計画図）及び転用後における既存敷地（土地収用後に残る土地）の利用予定図を添付すること。  
 なお、利用状況図（収用事業の計画図）並びに利用予定図には用途（地目）ごとに面積（田○○㎡、宅地△△㎡等）を記入すること。（下図参照）
- (注) 8 ①には除外申請面積、②には「既存敷地の全部又は一部を宅地等のまま利用」する場合はの宅地等予定面積を記入すること。（下図の場合は①160㎡+②240㎡=400㎡）
- (注) 9 現在の経営耕作面積から除外面積を差し引いた面積を記入すること。  
 なお、転用の際に農地法第5条の申請をする場合は、譲受人（除外申請者ではない）の経営耕作面積を記入すること。

(例) 100番地（田160㎡）を除外、転用した後で、既存敷地101番地（宅地320㎡）のうち240㎡を住宅及び車庫敷地、40㎡を畑として利用し、40㎡を売却する場合

○既存敷地利用状況図



○既存敷地利用予定図



## 事業計画書

区域の別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域</li> <li>・その他の区域</li> </ul> (該当するものを○で囲むこと。)			
除外の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・資材置場・駐車場・店舗・作業場・倉庫・事務所・建売又は注文住宅</li> <li>・その他( )</li> </ul> (該当するものを○で囲むこと。)			
営業内容				
資本金		年間売上高		従業員数
所有車輛台数				
既存工場等	場所			
	敷地及び施設面積			
	利用状況	(過去に、資材置場・駐車場として転用許可を受けた農地で現在他の用途に利用(未利用場合も該当する。)しているものがあれば、その所在地、面積及びその理由を記入すること。)		
除外の目的、必要性、緊急性に関する説明				
除外面積の妥当性に関する説明(利用見込、駐車台数等の数値等により具体的に記入すること。)				
農用区域でしかできない理由(市街化区域または非農用区域では出来ない理由)				
排水処理施設及び公害防止施設等に関する説明)				
工事計画	造成工事	年	月	日
	建物建築工事	年	月	日
資金計画(千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要経費</li> <li>土地取得費</li> <li>造成工事費</li> <li>建築工事費</li> <li>その他</li> <li>計</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金調達方法</li> <li>自己資金</li> <li>借入金</li> <li>その他</li> <li>計</li> </ul>	

- (注) 1 この様式の各記入欄に記入しきれない場合は別紙に記載しても差し支えない。  
2 除外目的が「建売又は注文住宅団地」の場合は、現在造成中の住宅団地の進捗状況を説明する資料を別途添付すること。  
3 業務用車両はトラック、ブルドーザー、ショベルカー等の種類別に記入すること。

## 事業計画書

区域の別	・市街化調整区域      ・その他の区域      (該当するものを○で囲むこと。)						
除外の目的	・工場・資材置場・駐車場・店舗・作業場・倉庫・事務所・建売又は注文住宅 ・その他 ( )      (該当するものを○で囲むこと。)						
営業内容							
資本金		年間売上高		従業員数			
所有車輛台数							
既存工場等	場所						
	敷地及び施設面積						
	利用状況	[過去に、資材置場・駐車場として転用許可を受けた農地で現在他の用途に利用(未利用場合も該当する。)しているものがあれば、その所在地、面積及びその理由を記入すること。]					
除外の目的、必要性、緊急性に関する説明							
除外面積の妥当性に関する説明(利用見込、駐車台数等の数値等により具体的に記入すること。)							
農用区域でしかできない理由(市街化区域または非農用区域では出来ない理由)	申請地を選定するに至った経緯を詳しく説明。(候補地を列挙)						
排水処理施設及び公害防止施設等に関する説明	雨水排水対策についてどの程度具体的に考えているか (調整池の設置など)						
工事計画	造成工事	年	月	日	～	年	月
	建物建築工事	年	月		～	年	月
資金計画(千円)	・必要経費	土地取得費			・資金調達方法	自己資金	
		造成工事費				借入金	
		建築工事費				その他	
		その他					
		計				計	

- (注) 1 この様式の各記入欄に記入しきれない場合は別紙に記載しても差し支えない。  
2 除外目的が「建売又は注文住宅団地」の場合は、現在造成中の住宅団地の進捗状況を説明する資料を別途添付すること。  
3 業務用車両はトラック、ブルドーザー、ショベルカー等の種類別に記入すること。

# 農振除外願チェック表

H23. 1 南砺市農業委員会

## 申請条件事前チェック

申請地 →用途区域内、農振白地 ⇒すぐに転用申請へ

農用地区域

⇒中山間地域直接支払該当地でない

⇒ほ場整備面工事の完了公告から8年以上経過してる

⇒利用権設定がされていないこと(契約解除の手続きを行なえば可)

⇒既存異種地目からの距離がおおむね50m以内である

除外面積→2,000㎡を超える ⇒注意事項(1)へ→基準を満たす

2,000㎡以下

除外目的→一般・分家住宅 500㎡以内

農家住宅 1,000㎡以内

工場・資材置場、共同住宅、必要最小限面積

農業施設 →農道、用水路 ⇒転用申請は不要(農業委員会に届出必要)

→畜舎、堆肥舎、農畜産物の製造・加工又は販売の施設

(1haを超えない) ⇒用途区分の変更

→自己所有地に自己目的の耕作のための農業用施設

⇒軽微な変更

⇒上記以外の農業用施設

願出者 →農業者年金の受給者(経営移譲年金)でない

## 願出書の記載

申請者 →生存者

→死亡者(相続登記完了が基本、未了の場合は「○○相続人△△」と記載)

土地の概要 →分筆未了の土地 →地番欄には「○○番の内」、面積欄には「○○㎡(分筆前面積)の内△△㎡(除外面積)」と記入

当該用途に供する時期 →転用後実際使用する時期を具体的に記入

同意状況覧 →隣接耕作者の同意(内容欄にも「異議なし」等の記入)

→集落代表者の同意( )

→土地改良区の同意(事業の種類等、総合意見及び印を記入)

■書類作成責任者(行政書士等)の名称、書類の内容問合せ先・連絡先の電話番号等

## 添付書類

(注意：■は必須書類です。できるだけA4の大きさに統一願います)

- 位置図 (住宅地図写) …… 申請地赤書き、矢印で申請位置と表示する  
(農地の集団性の分断がないか、既存類似施設から50m以内の確認)
- 事業計画 or 住宅等利用計画 (除外の必要性を詳細に記述すること)
  - 住宅等 (様式2-1)
  - 工場・資材置場、共同住宅、(様式2-2)
- 公図写 (申請地を明示、分筆が完了していない場合は、予定線を記入して寸法を記入する。基本的にその値で分筆するという事。) 隣接地目を記入、農地の場合には、所有者及び耕作者名を記入する。
- 土地登記簿謄本 →□住所が違う ⇒戸籍附票を添付  
→□根抵当権設定がある ⇒抵当権者の同意が確認できる書面
- 隣接耕作関係図 …… 隣接地番、地目、農地の場合は耕作者名
- 土地利用計画図 (敷地の寸法あるいは縮尺を明示。建物の場合は形状を書く。無駄な空白無く書く。必要に応じ駐車スペース区画線や立木も書いておくこと。)
  - ⇒事業用地：事業用のトラックや従業員、来客用駐車用地を区分して記入する。
  - ⇒駐車場：区画線
  - ⇒資材置場：何の資材をどのくらい置くのか具体的に記入する。
  - ⇒農家住宅：1,000㎡までであるが、住宅部分は500㎡、農業用施設用地部分が500㎡という考えであるので点線で区分線を入れて面積を簡略計算した表を記入する。
- 住宅敷地 →□建物平面図 (建築業者が書いた設計平面図写、寸法がわかればA4で)
- 既存施設位置図 (住宅・事業用地：住宅地図写に緑色で示すこと)
- 既存施設利用現況図 ⇒住宅の場合⇒同居からの分家 →□同居土地の現況図
  - ⇒転居 ⇒市内に本人所有の既存地が残る場合  
→□既存地の土地利用図
  - ⇒市外から及び既存地が残らない場合  
→必要なし
  - ⇒住宅の拡張 →□既存地の土地利用図
- ⇒事業用 →□既存地の土地利用図 (記入は上記「土地利用計画図に準ずる。拡張申請の場合は既存地に無意味な空白が無いこと)
- 分筆未了 →□求積図 (辺長等を記入して計算式を示すこと)
- 譲受・借受人が法人 →□法人登記簿、宗教法人登記簿、地縁団体台帳 (市発行・市長公室秘書課)
  - 法人定款、寺院規則、自治会規約
- 事業用地 →□事業関係の許可書、免許証等資格証の写  
(建設、宅地建物取引、古物商、調理師、理美容師、貨物運送業等)
  - 個人事業 →□納税証明書等の事業取引実施の証明となるもの写  
開業する場合には、資格を証するものの他に関係官公庁との協議経緯書
- 申請人、借受人が市外 →□住民票
- 申請土地名義人が死亡 →□相続人が特定できる関係図
- ほ場整備計画地 →□換地委員会の同意書



- ほ場整備実施中 →県営ほ場整備事業の場合は、砺波農地林務事務所ほ場整備班との協議経緯書
- 3,000 m<sup>2</sup>以上 →用排水経路図
- 公共事業が関連する場合 →事業計画図（事業用地買収にからむものは、測量図に計算書を添付して事業担当課長の証明印を押した書類を添付する）
- 共同住宅敷地 →既存共同住宅がある⇒既存共同住宅の入居状況がわかる書面
- 建売分譲・注文住宅団地
- 宅建免許、建設業許可証（無い場合は建設業者との契約書）
- 既存分譲地の進捗状況 50%を超えている説明図等

#### 注意事項（1）

県では、知事の同意基準として第1種農地の除外では2,000m<sup>2</sup>から2ha以下の場合に以下の基準を決めているので注意が必要です。

・ 次の①から③の基準を全て満たすこと。

①50m以内の基準を満たしていること。

②除外しようとする土地の周囲の延長の概ね12%以上が次に掲げるものに直接又は用排水路等を介して接していること。

ア 国道、県道又は鉄道

イ 両側歩道付き又は片側2車線計4車線の市道で市長が議会の議決を経て路線を認定したもの

ウ 河川法に規定する一級河川、二級河川又は同法第100条に規定する河川

エ 山林、原野又は宅地等農地以外の地目の土地

③除外地が法第10条第3項第1号に規定する集团的農用地の区域内の土地である場合、除外後の農用地区域の面積が10haを下回らないこと。